

野田市土木工事週休2日制適用工事試行要領

(目的)

第1条 建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手確保に向けた取組が求められている。このため、働き方改革の実現や労働環境の処遇改善など、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取組として、週休2日制適用工事（以下、「適用工事」という。）を試行するために必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間のうち、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等を除いた期間をいう。

(3) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(5) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。

(6) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。

(7) 現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数を対象期間の日数で除した値をいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は、野田市が競争入札により発注する工事（営繕関係工事は除く）のうち、野田市が指定する工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

(1) 現場施工が1週間未満の工事

(2) 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事

(3) 社会的要請等により早期完成が望まれる工事

(例) 災害復旧工事、供用時期が公表され施工条件の制約が厳しい工事

(4) その他適切でないと認められる工事

(工事費の積算)

第4条 積算方法については、千葉県が定める「週休2日制適用工事試行要領（週休2日交代制工事の補正を除く。）」を準用する。

当初の予定価格において、4週8休達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更する。

なお、各区分については、次のとおりとする。

- ・ 4週6休とは、現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25.0%未満をいう。
- ・ 4週7休とは、現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上28.5%未満をいう。
- ・ 4週8休以上とは、現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上をいう。

(実施方法)

第5条 発注者は、公告文又は指名通知書及び特記仕様書に適用工事である旨を記載するものとする。

【公告文又は指名通知記載例】

本工事は、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制適用工事」の試行である。

詳細については、特記仕様書及び「野田市土木工事週休2日制適用工事試行要領」によるものとする。

【特記仕様書記載例】

(週休2日制適用工事)

第〇条 本工事は、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制適用工事」の試行である。

- 2 受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。
- 3 予定価格は、4週8休達成相当の経費を補正している。達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じて減額変更する。
- 4 4週8休を達成した場合は、工事成績評定の加点及び該当項目の追加を行う。
- 5 実施に当たっては、「野田市土木工事週休2日制適用工事試行要領」に基づき行うこと。

2 発注者は、公告又は指名通知の際に、工事工程表（別紙1）を添付するものとする。なお、工事工程表は、請負契約上の拘束力を生じるものではなく、工事目的物を完成するための一切の手段については、受注者の責任において定めるものとする。

- 3 契約締結後、発注者が示した工事工程表を基に、受発注者間で関係者協議の有無及び協議完了予定時期、工事工程のクリティカルパス等を共有するものとする。
- 4 受注者は、現場着手前に、現場着手日及び現場完成日を記載した工事打合せ簿により監督職員と対象期間について協議し、対象期間内における現場閉所予定日を記載した計画工程表（任意様式）を監督職員に提出するものとする。
- 5 受注者は、現場閉所予定日に作業を行う場合又は現場閉所を予定していない日に現場閉所を行う場合は、事前に監督職員へ連絡するものとする。
- 6 受注者は、毎月、現場閉所日数及び現場閉所率を記載した工事履行報告書及び現場閉所日を記載した土木工事週休2日制適用工事チェックリスト（別紙2）（以下「チェックリスト」という。）を監督職員に提出するものとする。また、チェックリストの確認用に、現場閉所日や休日を確認できる書類（作業日報等）を監督職員に提示するものとする。
- 7 工事日程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事日程について、受発注者間で協議するものとする。工期の変更を行う場合は、受注者は、対象期間について、改めて監督職員と協議するものとする。
- 8 受注者は、対象期間終了後速やかに現場閉所日数及び現場閉所率を記載した工事履行報告書及び現場閉所日を記載したチェックリストを監督職員に提出するものとする。

（実施の明示）

第6条 受注者は、対象期間中、週休2日制適用工事を実施している旨を工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示するものとする。大きさはA3以上とする。

<p>週休2日制適用工事 この工事は、建設現場の労働環境を改善するため、 週休2日の確保に取り組んでいます。</p>
--

（工事成績評定）

第7条 4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる場合は、工事成績評定の加点及び該当項目の追加を行う。なお、4週8休以上の現場閉所を達成できなかったことによる工事成績評定点の減点は行わない。

（その他）

第8条 この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義を生じた事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

土木工事週休2日制適用工事チェックリスト

担当部署名 ○○課
 工事名 ○○工事
 受注者名 ○○株式会社

月日	曜日	計画上の 閉所日	実際の 閉所日	計画上の閉所日と実際の閉所日に 差異がある場合等に記載
1月1日	月			
1月2日	火			
1月3日	水			
1月4日	木			
1月5日	金			
1月6日	土			
1月7日	日			
1月8日	月			
1月9日	火			
1月10日	水			
1月11日	木			
1月12日	金			
1月13日	土			
1月14日	日			
1月15日	月			
1月16日	火			
1月17日	水			
1月18日	木			
1月19日	金			
1月20日	土			
1月21日	日			
1月22日	月			
1月23日	火			
1月24日	水			
1月25日	木			
1月26日	金			
1月27日	土			
1月28日	日			
1月29日	月			
1月30日	火			
1月31日	水			

現場閉所日	0	0
対象期間	31	31
閉所率	0.0%	0.0%